労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書の評価等について

1 検討・評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室(以下「事務局」という。) に労働者協同組合活用促進モデル事業(以下「モデル事業」という。)の企画書評価のため、労働者協同組合活用促進モデル事業企画書等検討・評価委員会(以下「検討・評価委員会」という。) を設置する。
- (2) 検討・評価委員会は、提出されたモデル事業に係る企画書の内容について、評価を行う。
- (3) 検討・評価委員会の委員は、労働者協同組合や高齢者雇用、労務管理等についての学識 経験等の見識を有する者のうちから、雇用環境・均等局長が委嘱する。

2 都道府県のブロック分け

モデル事業終了後に多くの地域への展開・普及を図る観点から、特定地域に集中することないよう、都道府県を6ブロックに分け、ブロック毎に3(1)以下による採点結果から順位付けを行う。

各ブロックを構成する都道府県は以下のとおり

ブロック A: 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

ブロック B: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

ブロック C: 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

ブロック D: 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

ブロック E:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

ブロック F: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 企画書の評価

- (1) 提案のあった企画書(仕様書 6 (2) の規定に基づき、検討・評価委員会に諮らずに国 において不採択とされたものを除く。) について、別紙「労働者協同組合活用促進モデル 事業企画書採点基準表」に基づき、委員ごとに採点する。
- (2) 契約候補者の決定方法

次の手順に従い契約候補者を決定する。

- ア (1)による採点の結果を一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点とし、基準点(50点×5人=250点)を超えた者の中から契約候補者を決定する。
- イ 検討・委員会の採点の結果、得点が各ブロックの最上位の者を契約候補者として、総 得点順に順位付けを行い、上位5位までの契約候補者を決定する。
- ウ (2) イによる契約候補者が5に満たない場合は、不足する契約候補者数に達するまで、各ブロックの上位2位を総得点の高い順に契約候補者とする。
- エ (2) ウまでの結果による契約候補者が5に満たない場合は、残りの者のうち、総得 点が高い者から順に契約候補者とする。
- オ (2) 工までの契約候補者の経費概算額の合計が、予算額を超えない場合は、その経 費概算額の範囲内において契約候補者に追加する。

なお、同一の評価項目について、2人以上の委員から審査基準「失格」の評価を受けた 企画書の提案者は契約候補者として選定しない。ただし、検討・評価委員会からの指摘等 に基づき事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件を付すことにより、事業目的等の達 成が見込まれる場合にはこの限りでない。

- (3) 総得点が同点の場合 次の基準で契約候補者を選定する。
- ア WLB等指標を除く採点基準表の配点「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- イ WLB等指標を除く採点基準表の配点「A」の数が同数の場合は、くじ引きにより契 約候補者を選定する。

3 企画書評価結果の報告

検討・評価委員会は、事務局を通じ、評価結果を支出負担行為担当官厚生労働省職業安定 局雇用保険課長へ報告を行う。支出負担行為担当官は、企画書の提出者に対して評価結果を 通知する。なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて検討・評価委員会から事業内容 の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

4 事業の継続の判断及び総括評価

モデル事業の実施状況、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成状況などを踏まえ、 募集要項別添1労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書作成のための仕様書10 (3)に基づき、事業の継続の可否を判断する。

労働者協同組合活用促進モデル事業企画書採点基準表

○○協議会 委員 ○○ ○○

 $\bigcirc /95 (100)$

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点 50 点

	れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点 50 点								
評価項目	評価基準	得点	配点						
			A	В	С	D	Е		
目的•	労働者協同組合の活用促進を図る本事業の		15	9	6	3	0		
趣旨	目的及び趣旨について正しく理解し、その								
15	実現に向けて、仕様書の記載内容を踏まえ								
	て、わかりやすく、的確に提案がなされて								
	いるか。								
事業実施	協議会は、多様性のある地域の関係者によ		10	6	4	2	0		
の体制	って、適切に構成されているか。また、協								
20	議会は、メンバーが主体的に連携・協力で								
	きると期待できるか。								
						_			
	協議会を構成するそれぞれのメンバーにつ		10	6	4	2	0		
	いて、協議会に参画する趣旨や、本事業の								
	実施において期待される主な役割や実施す								
	る取組の内容が明確になっているか。								
モデル事	地域内の実情や課題、地域資源(地域福祉		10	6	4	2	0		
業の内容	関係機関、労使関係機関、協同労働や協同								
50	組合のネットワーク等)について適切な方								
	法で把握・分析がされているか。								
	中高年齢者等の多様な雇用機会の創出、副		10	6	4	2	0		
	業・兼業などの多様な働き方の実現など、								
	地域の課題解決に対し、地域のニーズに沿								
	った創意工夫ある提案内容となっている								
	か。 地域福祉や協同労働、地方創生、農山村な			0	0	1	0		
	地域倫征や協向方側、地方創生、展山村な どの地域活性化の取組など、都道府県や市		5	3	2	1	0		
	区町村(特別区を含む。以下同じ。)が地								
	域づくりを目指して行う事業による取組や								
	民間主体を中心とする取組(協同組合ネッ								
	トワーク等)を通じて構築されたプラット								
	フォーム機能の活用をはかっているか。								
	費用面も含め、実現可能な案となっている		5	3	2	1	0		
	か。また事業計画や見積もりは適切か。			Ĭ			Ĭ		
	同じ課題を持った地域どこでも、同様に展		20	12	8	4	0		
	開できる案となっているか。本事業の実施			_					
	により、近隣都道府県や同様の地域課題を								
L		l .	l J		1	1			

	抱える地域に対して、モデル事業としての 大きな展開性が認められるか。					
指標設定 10	アウトカム 客観的で定量的なものとなっているか。 目標値は過大ではないか。 モデル事業本体のアウトカムを含めている か。	5	3	2	1	0
	アウトプット 客観的で定量的なものとなっているか。 事業の進捗を適切に把握できる指標になっ ているか。 分析を行うに足りる種類となっているか。	5	3	2	1	0
WLB 等指標 (5) ※1	次のいずれかに該当するか。※2 ① プラチナえるぼし ② 3段階目 ③ 2段階目 ④ 1段階目 ⑤ 行動計画	5	4	3	2	1
	次のいずれかに該当するか。 ※3 ① プラチナくるみん ② くるみん (令和4年4月1日以降の基準) ③ くるみん (平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ④ トライくるみん ⑤ くるみん (平成29年3月31日までの基準)	5	3	3	3	2
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	4	_	_	_	0

- ※1 ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標
 - 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 ①: 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。
 - ②:女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
 - ③:同上
 - ④:同上
 - ⑤:常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※3 ①:次世代法第15条の2の規定に基づく認定
 - ②:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく 認定
 - ③:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正法令による改正前の次世代法施行規則第4条 又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(Eの認定を除く。)
 - ④:次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく 認定
 - ⑤: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定